■　契約内容確認事項　■

排雪サービスのご契約にあたり必ず下記の内容を確認の上、申込書へご記入願います

●弊社の排雪サービスは一般住宅を対象とさせて頂いております

1　トラブルを避けるため、必ず契約者ご本人様が申込書の署名捺印をしてください。

2　申込書は全ての欄へのご記入が必要です。記入漏れがある場合には登録ができないため、全ての欄をご記入後、再度ご提出頂く事となりますのでご注意ください。

3　ご自宅を事務所・教室等で使用されている方、店舗・アパート・長屋等の方は、別契約となりますので事前にお問い合わせください。

5　申込期日・支払期日を必ずお守りください。理由の如何を問わず、期日後の受付・お支払いは、業務上一切お受けできません。申込済であっても未払いの場合は、キャンセル扱いとなります。尚、支払期日前に、未払いに関して弊社から連絡を取る事は、基本的に致しません。お客様ご自身で管理をお願い致します。また、振込用紙等はご用意しておりません。お支払いに関してご不明な点は弊社にお問合せください。

6　急な坂道・斜面・袋小路・狭い道路など、重機・ダンプが入れない場所は、ご契約できない場合があります。料金お支払い後でもお断りする場合があります。

又、ご継続のお客様であっても、止むを得ず次年度お断りする場合もございます。新規ご契約者さまには大切な塀や門柱等の破損を防ぐため、必ず申込書の見取図に、障害物・堆積場所・目印設置などを詳しくお書きください。

●弊社排雪サービスの作業にあたって

1　弊社はお客様に喜ばれるよう、排雪作業に当たらせて頂いておりますが、手作業ではございません。また、除雪作業とは異なるため、お客様のご希望に添えない場合もあります。道路状況や堆積状況、あるいは個人の主観によって排雪作業に対しての良否が異なります。そのため排雪作業は弊社の判断を基本とさせて頂く事をご理解願います。

2　弊社は排雪作業にあたり手作業は一切行わず、全て重機（ショベル）によって作業を行います。そのため安全かつ慎重に作業しておりますが、雪の堆積状況や路面の状況により、道路の縁石・アスファルト・インターロッキング等に多少の傷が付く事があります。あらかじめご了承願います。

3　排雪作業を行うには皆様のご協力が必要となります。塀や壁等の破損を防ぐために、50cm～80ｃｍ程度離して堆積して頂く事を推奨致します。

●作業期間および回数

1　作業期間および排雪回数は、１２月下旬～３月上旬までの期間で 10 回の排雪作業となります。(大雪、異常気象、天災等の原因により回数が変動する事もあります)

※作業頻度は１週間に１回のサイクルが目安となりますが、大雪などにより道路幅が極端に狭く、生活道路の除雪が行われていないために、お客様宅前まで作業車輌が入って行けず、作業が出来ないという事があります。このような雪害の場合、通常より１週間以上作業が遅れることがあり、１回の排雪に２週間以上かかる場合もあります。あらかじめご了承願います。

2　降雪に合わせた作業ではありませんので、大雪が降ったからといって出動するものではありません。弊社運行予定により作業致します。また、降雪がない場合であっても、巡回の上現状を確認し、作業 1 回分とさせて頂きます。

3　運行の都合上、第１回目の作業は、積雪が少ない場合であっても作業開始致します。その際、排雪が少量であった場合も、作業 1 回分とさせて頂きます。

4　弊社の排雪日が、市や町内会の排雪日程と重なる、あるいは近接する日程で積雪が少ない場合であっても、巡回の上現状を確認し作業 1 回分とさせて頂きます。

5　年末年始はお休みとさせて頂きます。

6　公共の雪堆積場の整備や閉鎖等の関係で、排雪日が変更になる事もあります。

●作業時間

1　排雪作業時間は午前６時～午後８時迄とします。排雪作業工程等により、作業時間の変動があります。（※作業日時の指定はお受けできません）

●作業内容

1　お客様の敷地外敷地前、または歩道上に寄せられた雪を排雪致します(※敷地内の作業は致しません)。但し路面からは５ｃｍ～10ｃｍ程度、電柱･塀･門柱等からは 50ｃｍ～80ｃｍ程度、雪が残ります(目印から 50ｃｍ～80ｃｍ程度離して排雪します)。尚、残す量は現場の状況によりますので、弊社の判断とさせて頂きます。

※きれいな排雪をお望みのお客様は、塀・電柱・その他障害物から、出来るだけ離して堆積してください。弊社は出来るだけきれいな排雪作業を心掛けますが状況によって排雪できない箇所、雪が残ってしまう箇所があります。

2　弊社の排雪サービスは、大型ショベルによるダンプへの積込み搬出作業であり、手作業による除雪ではありません。そのため塀や障害物（電柱・街路樹等）の周りや、重機では取りきれない部分で雪が残る場合があります。積み残しや雪の塊が残った場合は、お客様ご自身で堆積場所に寄せて頂きますようご協力お願い致します。

3　隣家との排雪の境界線は弊社の判断とさせて頂きます。（※隣家との境界に目印の設置をお願い致します。目印がない場合は雪が残る事があります）
4　重機、ダンプの通行により公道がザクザクの状態になったとしても、弊社では公道を整地する作業は致しませんので、各地域の土木センターにご相談ください。

●障害物等について

1　雪で隠れた障害物は作業側からは一切判りません。破損の恐れのある物は撤去するか、必ず見取図に記入し、障害物の外側に目印（カラーコーンやポールを複数本）の設置をお願い致します。重機はその目印を基準に排雪致します。
※見取図に記入があっても目印の設置がない場合や、目印があったとしても適切な場所に設置されていなかった場合に、万が一発生した破損に対しては　一切の責任を負いかねます。
※塀などの障害物の内側に目印が設置されている場合は、重機が接触し破損させてしまう可能性があります。目印の設置位置には十分ご注意ください。
※敷地内の障害物であっても、敷地との境界がわかりづらい場合などは、破損の恐れがありますので、目印の設置などの措置をお願い致します。

2　特に歩道と敷地の境界付近に以下のようなものがある場合は、注意が必要となります。
●土留めや低い塀がある　●花壇や低い樹木がある　●融雪槽がある　●車庫前のスロープなどで路面が盛り上がっている　●ロードヒーティングがある
※歩道上及び近隣がロードヒーティングになってる場合は、大型重機による作業のため、片方の車輪が乗る可能性があります。堆積場所をロードヒーティングから離した場所にして頂くか、目印の措置をお願いします。措置を行わず弊社作業で破損等が生じても、一切の責任を負いかねます。
3　車庫前や玄関前にスロープがあり、アスファルトが盛り上がっている箇所は必ず見取図に記入し、カラーコーン等の目印を設置してください。見取図に未記入の場合や、目印の設置がない場合に、路面を削ってしまっても弊社では補償致しかねます。また隣家にスロープがある場合は、そこから出来るだけ離して雪を積んで頂くことと、隣家との境界に目印の設置をお願い致します。
4　塀の角には目印の設置をお願い致します。
5　歩道上に街路樹などがある場所は、破損の恐れがあるため 50ｃｍ以上雪を残して作業致します。
6　庭の樹木の枝が敷地外に飛び出していると、重機がその枝に接触し折ってしまう事があります。敷地外に出ないように、枝を剪定もしくは目印（保護）などの措置をお願い致します。措置がなく作業中に枝を折ったとしても、弊社では責任を負いかねます。尚、作業中敷地外に飛び出している枝を発見した場合、状況によってはその部分の雪を残す、あるいは作業を行わないなどの対応となります。あらかじめご了承願います。
7　塀などがなく敷地と歩道の境界が判らないお宅で、歩道から玄関に向かって傾斜がついている場合があります。このような部分に雪を堆積している場合は、歩道と敷地の傾斜の違いで舗装面を削る恐れがあります。必ず敷地から離して歩道上に雪を堆積するようにしてください。

8　排雪作業中に堆積場所付近に車輌などの駐停車が認められた場合は、作業致しません。作業車輌が通過後に車輌の移動をしても作業は行えません。※その場合も作業１回としてカウントされますのでご注意ください。

9　堆積場所付近の取り外し可能な障害物は全て撤去願います。車庫前の簡易スロープ・玄関前のブロック等、撤去がなく破損した場合、弊社では補償致しかねます。極小歩道等は敷板・砂利のため、作業致しかねます。歩道の劣化した箇所（アスファルト・インターロッキング等）の損傷に対しては、一切の責任を負いかねます。

補修の必要性は弊社の判断とさせて頂きます。(４月～５月に判別し、４月～７月に補修等の対応とします)

●解約について

1　明らかに契約外別戸の雪を、契約者宅と一緒に堆積していると認められた場合は、別戸分の排雪料金を契約者様にお支払い頂き解約させて頂きます。

2　引越し等で途中解約の場合は、排雪回数分の経費を差し引いてご返金致します。振込手数料はお客様負担となります。

3　ご契約内容との相違等が判明した場合は、料金お支払い後や作業開始後でも解約させて頂きます。

●その他

1　作業中の作業車輌に声を掛ける、指示をする等の行為は、人身事故に繋がる可能性があるため一切お止めください。ご理解頂けない場合には、弊社の判断により解約させて頂く事もあります。

2　排雪シーズン前に必ず弊社でお渡しした旗を見やすい場所に掲げてください。旗のつけ忘れによる排雪取り忘れには責任を負いかねます。尚、旗が古くなった場合は５年を目安に、古くなった旗と交換で新しい旗をお渡しします。紛失した場合は料金が掛かりますので、ご自身で管理をお願い致します。

3　現金でご入金された場合、領収書はシーズン終了まで必ず保管してください。領収書の再発行は致しませんので、お客様ご自身で管理をお願い致します。

4　破損の発生があった場合は、速やかにご連絡をお願い致します。賃貸共同住宅、賃貸住宅で管理会社が管理している建物に関しましても同様に（３月３１日以降のご連絡の場合は、対応致しかねます）